

平成30年度 北秋田市保育料階層認定基準額表（保育認定用）

○一般世帯【表1の1】

児童の属する世帯の階層区分		児童1人あたりの保育料の月額					
		3歳未満		3歳以上			
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間		
第1階層		生活保護法による 被保護世帯		0	0	0	0
第2階層		住民税非課税世帯		4,000	4,000	3,000	3,000
第3階層	I	均等割のみ課税世帯		5,000	4,800	4,000	3,800
	II	所得割課税世帯	12,000円未満	6,500	6,300	5,500	5,300
	III		12,000円以上 24,000円未満	8,000	7,800	7,000	6,800
	IV		24,000円以上 36,000円未満	10,000	9,800	9,000	8,800
	V		36,000円以上 48,600円未満	12,000	11,800	11,000	10,800
第4階層	I		48,600円以上 60,000円未満	14,000	13,600	13,000	12,600
第4階層	II	60,000円以上 72,000円未満	16,000	15,600	15,000	14,600	
	III	72,000円以上 77,101円未満	17,000	16,600	16,000	15,600	
	IV	77,101円以上 84,000円未満	18,000	17,600	17,000	16,600	
	V	84,000円以上 97,000円未満	20,000	19,600	19,000	18,600	
	第5階層	I	97,000円以上 112,000円未満	22,000	21,400	21,000	20,400
II		112,000円以上 127,000円未満	25,000	24,400	23,000	22,400	
III		127,000円以上 147,000円未満	28,000	27,400	25,000	24,400	
IV		147,000円以上 169,000円未満	31,000	30,400	27,000	26,400	
第6階層	I	169,000円以上 213,000円未満	34,000	33,100	28,000	27,100	
	II	213,000円以上 257,000円未満	37,000	36,100	30,000	29,100	
	III	257,000円以上 301,000円未満	40,000	39,100	32,000	31,100	
第7階層	I	301,000円以上 348,000円未満	43,000	41,800	34,000	32,800	
	II	348,000円以上 397,000円未満	45,000	43,800	35,000	33,800	
第8階層		397,000円以上	51,000	49,400	38,000	36,400	

多子カウント年齢制限なし（57,700円未満）

多子カウント年齢制限あり（小学校就学前）

第1階層を除き住民税が右の区分に該当する世帯

○要保護世帯等(ひとり親家庭・心身障がい児(者)が同居している世帯)【表1の2】

児童の属する世帯の階層区分				児童1人あたりの保育料の月額				
階層区分	定義			3歳未満		3歳以上		
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
特第2階層	住民税非課税世帯			0	0	0	0	
特第3階層	I	住民税が右の区分の世帯	均等割のみ課税世帯	2,000	1,900	1,500	1,400	
	II		所得割課税世帯	12,000円未満	2,200	2,100	1,800	1,700
	III			12,000円以上 24,000円未満	2,500	2,400	2,000	1,900
	IV			24,000円以上 36,000円未満	2,800	2,700	2,200	2,100
	V			36,000円以上 48,600円未満	3,100	3,000	2,400	2,300
特第4階層	I			48,600円以上 60,000円未満	3,400	3,300	2,600	2,500
	II	60,000円以上 72,000円未満	3,700	3,600	2,800	2,700		
	III	72,000円以上 77,101円未満	4,000	3,900	3,000	2,900		

※同じ世帯から2人以上のお子さんが同時に通園している場合(保育園の他に「幼稚園、認定こども園」も含む) 第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※一般世帯で住民税非課税世帯の場合、第2子以降の保育料は無償となります。

※要保護世帯等(表1の2)に該当する場合、第2子以降の保育料は無償となります。

また、平成30年度より秋田県すこやか子育て支援事業(保育料助成)が拡充されます。詳しくは別紙「平成30年度すこやか子育て支援事業(保育料助成)について」をご覧ください。

保育料階層決定方法及び決定時期

前期(4月～8月分)

- ・保護者(両親、場合によっては祖父母等)の前年度(H29) 住民税課税状況で判定

後期(9月～3月分) 保育料決定

- ・保護者(両親、場合によっては祖父母等)の当該年度(H30) 住民税課税状況で判定

※均等割額、所得割課税額

